

地域福祉推進員通信

令和7年4月号



この通信では、民生児童委員の活動を紹介したり、地域福祉推進員の役割などをお知らせしています。偶数月に発行する予定です。また、聞きたい事や困りごとなど連絡していただければ、この紙面でも紹介したいと思っています。

地域福祉推進員って何？

坂本地区の区長、町内会長（組長）、民生児童委員などと協力しあって地域の中で福祉活動を推進、実施していただくボランティアさんです。福祉課題の発見・解決に向けて活動する、地域福祉の担い手さんです。保険には加入しますが、報酬などありません。



地区社協

区長・町内会長

近隣住民

民生児童委員

地域福祉推進員

民生児童委員の訪問対象者は誰？

民生児童委員さんは、登録しているひとり暮らし高齢者（65歳以上）の方を訪問しています。登録していないと、定期的な訪問やふれあい通信のお届けや坂本地区社協事業（配食は70歳以上）の対象になりません。また、在宅で認知症や寝たきりの方を介護されている家にも訪問しますが、こちらも登録している方が対象となります。

★ご近所に気になる方がみえたり、社協に聞きたい事などありましたらお気軽にご相談下さい。



中津川市坂本地区社会福祉推進協議会 事務局 長屋 （平日：月曜～金曜：9時～16時まで）
〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林 1197 番地の 10 坂本事務所内
TEL:0573 (68) 2001 FAX:0573 (78) 0002 E-mail:sakamoto@nakatsugawa-shakyo.jp